

## ChatGPT 等の生成 AI の利用にあたってのガイドライン を策定しました

茨城県では、県職員を対象とした ChatGPT 等の生成 AI の利用にあたってのガイドラインを策定しました。

当ガイドラインは、茨城県の業務において、県職員が ChatGPT 等の生成 AI(以下、「生成 AI」という。)の利用にあたって留意すべき事項を定めたものです。

生成 AI は、業務の効率化や県民サービスの向上等に役立つ可能性がある一方で、入力するデータの内容や生成物の利用の仕方によっては、法令に違反したり、他者の権利を侵害したりするおそれがあります。今後は、県職員は当ガイドラインに基づき、生成 AI の内容を十分に理解したうえで、適正に利用してまいります。

なお、当ガイドラインは、ChatGPT 等の利用規約の改正や、社会の動向、世論等の変化を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。

### ChatGPT 等の生成 AI の利用にあたってのガイドライン

#### (基本的な姿勢)

1. 利用目的を明確化するとともに、事前に上司の承認を得る

#### (データ入力の際に注意すべき事項)

2. 機密性の高い情報の取扱いに細心の注意を払う

#### (生成物利用の際に注意すべき事項)

3. 誤った情報の利用や発信を防ぐ
4. 差別用語や倫理に反する表現が含まれていないか確認する
5. 著作権を侵害していないか確認する

#### (安全な運用体制の構築)

6. API 連携を行う場合には情報システム課に協議する
7. チャットの内容を記録・保管する
8. 問題が発生した場合は直ちに対応する
9. 所属長等は適正な利用となるよう指導・監督に努める

#### お問い合わせ

茨城県政策企画部情報システム課 情報化推進グループ  
TEL 029-301-2546

Mail joh<sup>エル</sup>4@pref.ibaraki.lg.jp